

## 10月開講 公民館教室受講生募集 ～リフレッシュ教室～（上妻市民センター）

- 日** 10月～2月 第2土曜日（合計5回）  
午前9時30分～11時30分
- 内** 第1回 ヨガ教室（10月11日）  
第2回 人権教育（11月8日）  
第3回 正月飾り（12月13日）  
第4回 調理実習&食育①（1月10日）  
第5回 調理実習&食育②（2月14日）
- 場** 上妻市民センター
- 対** 市内在住、在勤の方
- 定** 10人
- 期** 8月19日（火）～9月2日（火）
- 申** 上妻市民センターへ来館または電話  
受付日時 火・木・土曜日のみ受付  
午前9時～午後5時
- 料** 500円（初回納入）※返金不可
- 備** ・講座により、別途材料代等は、自己負担となります。  
・ヨガ教室は「しもつま元気ポイント」事業の対象です。  
・日程が変更となる場合があります。  
・応募者が少ない場合等は、教室を取りやめることがあります。

**問** 上妻市民センター ☎44-0992



## 家屋の用途を変更したらご連絡ください

住宅以外の家屋を住宅用に変更したり、住宅を住宅以外に変更した場合は、住宅用地の特例により、固定資産税の税額が変更になる場合があります。

【住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例】  
住宅用地とは、専ら人の居住の用に供する家屋の敷地をいい、その面積および戸数によって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。（ただし、家屋の床面積の10倍まで）

区分	固定資産税の課税標準額
200㎡以下の住宅用地 （小規模住宅用地）	価格×1/6
200㎡を超える部分の住宅用地 （一般住宅用地）	価格×1/3

◆家屋の取り壊しや新築・増築をした場合もご連絡ください。  
固定資産税は1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。年内に家屋（車庫や物置を含む）を取り壊した場合や、新築・増改築した場合には翌年度から固定資産税の税額が変更になることがあり、調査が必要となりますので、税務課までご連絡ください。

**問** 税務課 ☎43-8193

## 令和7年産 新米まつりを開催します！

- 日** 9月20日（土）午前9時～午後2時
- 場** やすらぎの里しもつま [大園木2697]
- 内** 「コシヒカリ」「ミルキークイーン」の新米販売や無料の新米食べ比べ試食会
- 問** 下妻市水田農業支援センター（農業政策課）  
☎44-0724



## 公民館教室～おいしく楽しく健康講座 （3回コース）～（千代川公民館）

- 日** 10月1日（水）、11月5日（水）、12月3日（水）  
午前10時～11時30分
- 内** テーマにあわせた健康講話、簡単な体操、調理実演（試食あり）  
10月：腸内環境をととのえて免疫力アップ  
11月：災害に備えて栄養バランスを保つ工夫  
12月：筋力・骨量を維持して若々しく
- 講** 食生活改善推進員 他
- 場** 千代川公民館（レストハウス・調理実習室）
- 対** 市内在住、在勤の方
- 定** 15人
- 期** 8月20日（水）～9月3日（水） ※月曜・祝日は休館  
午前9時～午後5時
- 申** 千代川公民館へ来館または電話
- 料** 500円（初回納入）※返金不可  
※しもつま元気ポイント対象事業です

**問** 千代川公民館 ☎44-3141



## 10月開講 公民館教室受講生募集 （下妻公民館）

- 教室名 ①初心者のための囲碁教室  
②テーブルでお茶を～入門編～
- 日** ①10月～2月 第2水曜日（合計5回）  
午前10時～正午  
※ただし、1月は21日、2月は18日に実施  
②10月～2月 第1・3土曜日（合計10回）  
午前9時30分～11時30分
- 場** 下妻公民館
- 対** 市内在住、在勤の方
- 定** ①20人、②8人
- 期** 8月19日（火）～9月2日（火） ※月曜、祝日は休館  
午前9時～午後5時
- 申** 下妻公民館へ来館または電話
- 料** 500円（初回納入）※返金不可
- 備** ・「テーブルでお茶を」は、別途お茶代が自己負担となります。  
・応募者が少ない場合等は、教室を取りやめることがあります。

**問** 下妻公民館 ☎43-7370



## 不適正な土砂の搬入にご注意

県内で不適正な土砂の搬入事案が多発しています。自分の土地は自分で守りましょう。

- ◆防止策
- ◇業者の“うまい話”に乗らない。
  - ◇口頭での約束（契約）はしない。
  - ◇土地を定期的に見廻る。侵入防止柵や警告掲示板を設置する。
- ◆ご注意

◇急に山林が伐採された  
◇空き地などに工事用の鉄板が敷かれた  
◇重機類（バックホウなど）が持ち込まれた  
◇荷台の大きな（深枠）ダンプが出入りしている  
◇普段見かけない不審な人物がうろついている

◎「県不法投棄110番」☎0120-536-380  
受付時間：（平日）午前8時30分～午後5時15分

**問** 県廃棄物規制課不法投棄対策室  
☎029-301-3033  
県西県民センター環境・保安課 ☎24-9127  
環境課 ☎43-8289  
休日・夜間は下妻警察署 ☎43-0110

## 資源物の盗難防止について

市内のごみ集積所に出された資源物（かん）が持ち去られているとの情報が入っています。  
資源物を勝手に持ち去ることは、窃盗罪です。防止策として、回収日当日以外の排出を控えていただきますようご協力をお願いします。  
怪しい車両を見かけましたら、危険ですので声をかけずに車のナンバーや行為者の特徴などを確認し、下妻警察署へ通報してください。

**問** 環境課 ☎43-8234  
下妻警察署 ☎43-0110



## 上下水道料金のお支払いは 口座振替が便利です

- ◆口座振替日 毎月25日  
※金融機関が休業日の場合は、翌営業日
- ◆取扱金融機関  
常陽銀行本支店、筑波銀行本支店、東日本銀行本支店、茨城県信用組合本支店、結城信用金庫本支店、中央労働金庫、常総ひかり農業協同組合、ゆうちょ銀行
- ◎申し込みの手続きは、上記取扱金融機関の窓口で行ってください。

**問** 第一環境株式会社 下妻事務所  
（市上下水道料金徴収業務委託業者）  
☎45-1211



## 令和7年4月1日以降に開始した治療分より 不妊治療（先進医療）の助成を実施します

- ◆対象となる治療  
国が承認する医療機関において行われた不妊治療であり、医療保険が適応される生殖補助医療と併用して行われる先進医療に係る保険外診療費用分を助成します。
- 対**（全てに該当する方）
- ・婚姻をしている夫婦（事実婚関係にある場合も含む）
  - ・生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断され、医療保険が適応される生殖補助医療と先進医療を組み合わせる治療を受けた方
  - ・治療開始日（※1）において、妻の年齢が43歳未満であること
  - ・治療開始日（※1）から助成金の交付の申請をする日までの間、夫婦双方又はいずれか一方が下妻市に住民登録をしていること
  - ・夫婦双方に市税の滞納がないこと

◆助成金額  
1回の治療（※2）につき、上限4万円（先進医療に要した費用）

◆助成回数  
保険診療の回数に準じ、初めての治療開始日（※1）における妻の年齢により回数が決まっています。  
40歳未満（6回）、40歳以上42歳（3回）  
回数は1子ごとにカウントされ、出産に至った場合は、以後に受ける治療を1回目の治療とします。

（※1）「治療開始日」  
1回の治療（※2）における治療計画を作成した日  
（※2）「1回の治療」  
治療計画の作成を含め、採卵等（実施するための準備を含む）から胚移植等（その結果の確認を含む）までの一連の診療過程又は凍結胚の移植準備から妊娠確認までの診療過程とし、医師の判断等に基づきやむを得ず当該治療を中止した場合も含む

◆申請方法等の詳細については、二次元コードからご確認ください。

**問** 健康づくり課 ☎43-1990



## 「本人通知制度」をご存知ですか

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、代理人や第三者等に交付した場合に、証明書交付の事実を郵送により本人にお知らせします。この制度を利用するには、事前登録が必要となります。

- ◆登録できる方  
下妻市に住所または本籍がある方（過去にあった方を含む）
- ◆受付場所 市役所1階 市民課
- 申** 本人確認書類をご持参の上、市民課にお申込みください。

**問** 市民課 ☎45-8129

